

3 保険料控除申告書記入のてびき

保険料控除希望者はご提出ください。(保険会社等から届く「控除証明書」添付のこと)

- 保険会社等から届く「控除証明書」に保険金の受取人の記載が無い場合は契約書等で確認して申告書の各項を必ず記入してください。
- 「控除証明書」の対象年と証明金額が別頁に記載されている場合は切り離さずにそのまま提出してください(JA共済、国民年金など)。もし切り離した場合は再発行してください。
- 期限内に「控除証明書」が提出できない場合は保険会社等から届く「お知らせ」、「申告予定額について」、「申告にあたってのご案内」等を添付してください。その際、【1】「控除証明書」の提出予定時期【2】連絡先(内線番号など)を記載した付箋もしくはメモを添付してください。後日、保険会社等から「控除証明書」が届きましたら、速やかに提出してください。
提出期限内に「お知らせ」等も届かない場合は、申告書のコピーを提出してください。申告書のコピーには【1】「お知らせ」等も届いていないこと【2】控除証明書の提出予定時期【3】連絡先を記載してください。後日保険会社等から「控除証明書」が届きましたら、申告書の本紙とともに速やかにご提出ください。いずれの場合も、提出予定時期が来ても「控除証明書」の提出がない場合は状況確認の連絡をします。
- 国民年金保険料を申告される方は「領収証書」ではなく、「控除証明書」(日本年金機構から11月上旬に届くハガキ)をご提出ください。もし「領収証書」が添付されていた場合は返却しますので大切に保管してください。なお、「控除証明書」に納付分が反映されていない場合は、一旦「領収証書の写し」をご提出いただき、納付分が反映された「控除証明書」が届き次第差替えを提出してください(再発行の手続きはご自身で年金事務所へ依頼してください)。
- 契約者が職員本人以外の保険を申告する場合は、本人が保険料を支払っていて、保険金の受取人が本人、配偶者、親族である必要があります。
- 「控除証明書」のどの金額が記載すべき金額なのかわからない場合は保険会社等にお問合せください(ホームページ等で案内していることがあります)。
- 令和2年から保険料控除の控除証明書を保険会社から電子データで提供してもらうことが可能になりましたが、岡山大学は電子化に対応していませんので、控除証明書は従来どおり紙媒体で提出してください。

保険の種類によって記入箇所が異なります。手順に沿って記入してください。

令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書

① 生命保険料控除

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	フリガナ あなたの氏名
	給与の支払者の法人番号	あなたの住所 又は居所

シャチハタ不可



一般の生命保険料

介護医療保険料

個人年金保険料

② 地震保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたの住所又は居所	給与の支払者の確認印
④のうち地震保険料の金額の合計額						円
④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						円
⑤のうち地震保険料控除額						円

③ 社会保険料控除

社会保険の種類	保険料を支払った金額	保険料を負担することになっている人が本年中に支払った保険料の金額
合計(控除額)		

④ 小規模企業共済等掛金控除

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計(控除額)	

* 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

①生命保険料控除

生命保険料控除の対象となるのは、「一般の生命保険料」「介護保険料」「個人年金保険」の3つです。それぞれ各保険会社から封書またはハガキで「控除証明書」が届きます。記載されている内容に基づき、申告書に転記しましょう。

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名		新・旧の区分	令和2年中に支払った保険料等の金額(5万を超えるが新加入等の控除後の金額)	給付金の支払者の確認印
				氏名	あなたの続柄			
一般の生命保険						新・旧	(a) 円	
						新・旧	(a) 円	
						新・旧	(a) 円	
						新・旧	(a) 円	
生命保険料控除	(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A						計(①+②)	(最高40,000円) 円
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B						③	(最高50,000円) 円
介護医療保険料控除	(a)の金額の合計額 C						④と⑤のいずれか大きい金額	円
個人年金保険料控除	(a)のうち新保険料等の金額の合計額 D						計(④+⑤)	(最高40,000円) 円
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E						⑥	(最高50,000円) 円
計算式Ⅰ(新保険料等) ※		控除額の計算式		計算式Ⅱ(旧保険料等) ※		控除額の計算式		生命保険料控除額計(③+⑥+⑦)(最高12,000円) 円
A、C又はDの金額		A、C又はDの金額		B又はEの金額		B又はEの金額		
20,000円以下		25,000円以下		25,000円以下		25,000円以下		
20,001円から40,000円まで		(A、C又はD)×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE)×1/2+12,500円		
40,001円から80,000円まで		(A、C又はD)×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE)×1/4+25,000円		
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		

まず、**ピンクの枠** から記入しましょう

- ・保険会社名
- ・保険の種類(定期、終身、養老など)または年金の種類
- ・保険期間または年金支払期間
- ・契約者名
- ・保険金の受取人と続柄 ※個人年金保険料の場合は「支払開始日」の上に受取人名を記入
- ・新旧の区分に○(マル)をつける
 新:平成24年1月1日以降に加入した保険
 旧:平成23年12月31日までに加入した保険

次に、**①~⑥**を記入しましょう

- ① 令和2年中に支払った保険料を転記します。※必ず年額を記入。
- ② 「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」は新旧の契約に基づき、それぞれの合計料金を記入。「介護医療保険料」は新旧の別はありません。
- ③ 「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」は、「計算式Ⅰ」「計算式Ⅱ」に基づいて金額を記入します。この欄に記入できる最高額は新保険料が4万円、旧保険料が5万円です。
- ④ 「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」は③で出した金額を合計します。4万円を上回る場合は一律4万円を記入します。
- ⑤ それぞれの計算結果を記入します。
- ⑥ イ・ロ・ハの合計金額(⑤の合計金額)を記入します。これが、生命保険料控除額になります。生命保険料控除額は最高12万円までとなりますので、合計金額が12万円を超える場合には12万円と記入しましょう。

②地震保険料控除

地震保険料控除の対象になる地震保険を支払っている人が該当します。保険会社から封書またはハガキで「控除証明書」が届きます。記載されている内容に基づき、申告書に転記しましょう。

地震 保 険 料 控 除	保険会社等の 名称	保険等の 種類(目的)	保 険 期 間	保 険 等 の 契 約 者 の 氏 名		地震保険料 又は旧長期 損害保険料 区分	あなたが本年中に支払った 保険料等のうち、左欄の区分 に係る金額(分配を受けた剰 余金等の控除後の金額) ①	給 与 の 支 払 者 の 確 認 印
					保険等の対象となった家 屋等に居住又は家財を 利用している者等の氏名	あなた の 続 柄		
						地震 ・ 旧長期	① 円	
						地震 ・ 旧長期		
	①のうち地震保険料の金額の合計額						② 円	
	①のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						③ 円	
	②の 金額 ④ 円 (最高50,000円)		③の金額 (③の金額が 10,000円を超える場合は、 ③ × 1/2 + 5,000 円) ※ ⑤ 円 (最高15,000円)					
	地震保険料 控除額						= ⑥ 円 (最高50,000円)	

まず、**ピンクの枠** から記入しましょう

- ・ 保険会社名
- ・ 保険等の種類（地震、積立傷害）
- ・ 保険期間
- ・ 契約者名
- ・ 家屋などの居住者名と続柄
- ・ 地震・旧長期の区分に○（マル）をつける

次に、**①～⑥**を記入しましょう

- ① 支払った保険料額を記入します。
- ② ①のうち、「地震保険料」の合計額を記入します。
- ③ ①のうち「旧長期損害保険料」の合計額を記入します。
- ④ ②の金額を記入します。5万円を超える場合は一律5万円です。
- ⑤ ③の金額を記入します。③の金額が1万を超える場合は（③の金額×1/2+5,000）円を記入します。1万5,000円を超える場合は一律1万5,000円です。
- ⑥ ④と⑤の合計額を記入します。5万円を超える場合は一律5万円です。

③社会保険料控除

厚生労働省又は各国民年金基金から封書またはハガキで証明書類が届きます。記載されている内容に基づき、申告書に転記しましょう。なお、国民年金と国民年金基金は証拠書類の添付が必要ですが、**国民健康保険は添付不要**です。詳しくは申告書裏面でご確認ください。

社会 保 険 料 控 除	社会保険 の 種 類	保険料支払先 の 名 称	保険料を負担している人		あなたが本年中に支 払った保険料の金額
			氏名	あなたとの続柄	
					円
	合計（控除額）				円

- 社会保険の種類
- 保険料支払先の名称
- 保険料を負担している人の氏名と続柄
- 本年中に支払った保険料の金額

④小規模企業共済等掛金控除

独立行政法人中小企業基盤整備機構や国民年金基金連合会、地方公共団体から封書またはハガキで証明書類が届きます。記載されている内容に基づき、申告書に転記しましょう。

小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	種 類	あなたが本年中に支 払った掛金の金額
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
	確定拠出年金法に規定する 企業型 年金加入者掛金	
	確定拠出年金法に規定する 個人型 年金加入者掛金	
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
	合計（控除額）	円

←iDeCo(イデコ)はここです。

- 本年中に支払った掛金の金額